



国 監 告 第 11 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月29日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

例月出納検査（随時監査）監査結果

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成29年3月1日（水）から平成29年3月13日（月）まで

イ. 実施

平成29年3月22日（水）

対象部局

都市整備部交通課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成28年度国立市一般会計（歳出）

平成28年度国立市コミュニティバス運行事業補助金

（上半期分 10月31日支払）

平成28年度国立市コミュニティワゴン試行運行事業補助金

（上半期分 11月15日支払）

予算科目 08.01.02.19（11）

支出額 8,782,000円（コミュニティバス 上半期分）

14,035,000円（コミュニティワゴン 上半期分）

支出合計 22,817,000円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成29年3月1日（水）

資料提出期限 平成29年3月13日（月）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

- イ．予算の執行の手続きは適正か。
- ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

- ア．補助金の交付条件は適切に付され、要綱どおり履行されているか。
- イ．補助金の交付時期は妥当であるか。
- ウ．状況報告は受けているか。

(6) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

- ア．指摘事項 なし
- イ．要望事項 なし

以 上